（協議会）

第五十七条の三　都道府県及び市町村は、協議会を組織するに当たつては、当該協議会の組織が、地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

第七章　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第一章及び第三十七条（法第五十三条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる者に係る部分に限る。）の規定は、昭和六十年十月一日から施行する。

（特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針）

2　環境大臣は、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

様式第一号（第九条の三関係）

浄化槽使用休止届出書

年　　月　　日

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）　殿

届出者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　　印

電話番号

浄化槽の使用の休止に当たつて当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第11条の２第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　設置場所の地名地番		
2　処理の対象	①し尿のみ　②し尿及び雑排水	
3　清掃の年月日	年　　月　　日	
4　休止の予定年月日	年　　月　　日	
5　休止の理由		
6　再開の予定年月日		
7　消毒剤の撤去	撤去の実施年月日　　年　　月　　日	
	撤去を実施した者の氏名又は名称	
※事務処理欄		

（注意）

1　※欄には、記載しないこと。

2　２欄は、該当する事項を○で囲むこと。

3　４欄は、電気又は水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記載すること。

備考　1　記名押印に代えて、署名することができる。

2　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

（新規）

第七章　（略）

附　則

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、第一章及び第三十七条（法第五十三条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる者に係る部分に限る。）の規定は、昭和六十年十月一日から施行する。

（新規）

（新規）